

世田谷区立小・中学校 特別支援学級等整備計画

(令和3年度～令和12年度)

令和3年3月
令和4年3月一部改定
世田谷区教育委員会

はじめに

障害のある人と障害のない人が互いを尊重し、住み慣れた地域で支えあい、安心して生活できる共生社会を実現するためにも、学校教育において、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び共に育つインクルーシブ教育を推進していく必要があります。

子どもたちの教育環境の充実や教員の専門性の向上などを通じて、一人ひとりの可能性を伸長する教育を進めていくことが重要です。

一方、障害の種別や特性などにより、少人数での学習など特別な支援を必要としている子どもたちに対しては、特別支援学級等を整備し、必要な支援を提供していく必要があります。

本計画は、一定の期間と経費を必要とする特別支援学級等の施設整備を、より計画的に行っていくため、将来的な需要や地域偏在の状況などを分析したうえで、年次計画として策定するものです。

今後も、全ての子どもたちが、生き生きと充実した学校生活を送ることができるよう、学習環境の向上や施設環境の整備、教員の専門性の向上などに取り組んでまいります。

目 次

1	特別支援学級等の設置状況現状（令和3年5月現在）	3
2	前提となる児童・生徒数の推移	3
3	特別支援学級の整備の考え方	4
4	今後10年間の整備計画	5
5	区立小学校における特別支援学級の整備	6
6	区立中学校における特別支援学級の整備	14
7	区立小・中学校における特別支援教室拠点校（教員配置拠点校）の整備	20

1. 特別支援学級等の設置状況現状（令和3年5月現在）

（1）特別支援学級について

特別支援学級は、学校教育法第81条に基づき、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために小・中学校内に設置するものであり、世田谷区における設置状況は次のとおりである。

	区立小学校	区立中学校
1 知的障害学級（固定）	46学級	22学級
2 肢体不自由学級（固定）	5学級	1学級
3 自閉症・情緒障害学級（固定）	3学級	4学級
4 弱視学級（通級）	1学級	0学級
5 難聴学級（通級）	2学級	1学級
6 言語障害学級（通級）	11学級	0学級
7 情緒障害等学級（通級）	0学級	0学級
合 計	68学級	28学級

（2）特別支援教室（すまいるルーム）及び拠点校について

特別支援教室は、発達障害等（自閉症スペクトラム、注意欠陥多動性障害、学習障害等）の可能性や「他人とのコミュニケーションが苦手」など情緒面の発達にかたよりのある等、発達上の特性がある児童・生徒のための学び場であり、全区立小・中学校に整備している。

特別支援教室では、教員が複数の学校を巡回して指導にあたっており、教員の職員室に相当する部屋をいくつかの学校（教員配置拠点校）の中に設置している。

	区立小学校	区立中学校
1 特別支援教室（すまいるルーム）	61校	29校
2 特別支援教室教員拠点設置校	25校	7校

2 前提となる児童・生徒数の推移

世田谷区将来人口推計（令和3年7月補正）によると、児童数（6～11歳）は、令和5年頃まで増加し、その後、微減又は横ばいとなり、令和8年頃より減少し、令和20年頃に再び増加に転じると推計されている。

生徒数（12～14歳）は、令和10年頃まで増加し、その後、減少するとし、令和20年頃より再び増加に転じると推計されている。

本計画の基礎となる特別支援学級等を利用する児童・生徒の人数については、人口推計に基づく児童数・生徒数の増加傾向と令和3年5月1日時点の特別支援学級等の利用人数から推計している。

3 特別支援学級等の整備の考え方

(1) 特別支援学級等の整備の特性

特別支援学級等を整備する場合は、単に児童・生徒の学習用の部屋を必要とするだけでなく、関連する諸室を必要とすることから、1つの学校にまとめて複数の学級を整備することが効果的となっている。

この結果、①学校の建替や大規模改修に合わせて3～4教室分を確保し新設するか、②既に特別支援学級等を設置している学校の余裕教室や倉庫などを活用して増設する形で整備してきている。

また、定数を若干名超えた状況への臨時的な対応として、1つの教室をパーティション等で分けて2つの教室として活用することがある。

(参考) 関連諸室の例

種別	関連諸室
知的障害学級 自閉症・情緒障害学級	クールダウン室
肢体不自由学級	自立訓練室、多目的トイレ、シャワー室
弱視学級、難聴学級	検査室

特別支援学級等に入級する児童・生徒の特性を考慮し、徒歩圏内あるいは公共交通機関の利用による通学しやすい場所への設置が望ましいため、地域偏在を解消する必要がある。

(2) 特別支援学級等整備の基本方針

1 計画的な整備

利用児童・生徒数を中長期的に予測し、整備計画を策定のうえ、計画的な施設整備を行う。

なお、利用児童・生徒数の予測については、区の人口推計や在籍児童生徒数に合わせて概ね3年ごとに見直し、整備計画に反映させるものとする。

2 学校の建替や大規模改修日程に左右されない整備

利用児童・生徒数の増加に伴い特別支援学級等の整備が必要となる場合は、通常の学校の建替や大規模改修などのスケジュールにかかわらず、特別支援学級等の増設のみを目的とした増築・学校改修を行うこととする。

ただし、可能な限り学校の建替や大規模改修などのタイミングで増設できるよう配慮する。

4 今後10年間の整備計画

(1) 区立小学校

- ①「知的障害学級」について、児童数の増加に伴う需要増を見込んでおり、瀬田小学校の改築に合わせ令和7年度に2学級を増設するとともに、尾山台小学校における学級の暫定的な増設による狭小化を解消する（P6）。
- ②発達障害の児童等への支援を充実させるため、特別支援学級の新たな種別として令和3年度に開設した「自閉症・情緒障害学級」について、令和4年度に2学級、令和5年度に1学級、令和6年度に2学級（池之上小学校）を増設する（P9）。

(単位：学級)

	R2 時点	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1 知的障害学級（固定）	45	+1				+2 -1					
2 肢体不自由学級（固定）	4	+1									
3 自閉症・情緒障害学級(固定)	0	+3	+2	+1	+2						
4 弱視学級（通級）	1										
5 難聴学級（通級）	2										
6 言語障害学級（通級）	11										
7 情緒障害等学級（通級）	0										

(2) 区立中学校

- ①「知的障害学級」について、生徒数の増加に伴う需要増を見込んでおり、北沢中学校の調整可能な教室を利用して令和4年度に2学級を増設する（P14）。
- ②発達障害の児童等への支援を充実させるため、特別支援学級の新たな種別として令和3年度に開設した「自閉症・情緒障害学級」について、令和5年度に1学級を新設する（P17）。

(単位：学級)

	R2 時点	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1 知的障害学級（固定）	21	+1	+2								
2 肢体不自由学級（固定）	2										
3 自閉症・情緒障害学級(固定)	0	+4		+1							
4 弱視学級（通級）	0										
5 難聴学級（通級）	1										
6 言語障害学級（通級）	0										
7 情緒障害等学級（通級）	3	-3									

5 区立小学校における特別支援学級の整備

(1) 小学校知的障害学級（固定学級）

① 現状

令和3年5月1日現在の在籍児童数299名

総定数＝学級数（15校・43学級）×学級定数（8名）＝344名

※ 暫定定数 368名

定数を上回る児童の受入れのための臨時的対応として、弦巻小学校、尾山台小学校及び三宿小学校では、1つの教室をパーティションで区切って2つの教室として使用しており、46学級＝暫定定数368名として運用している。

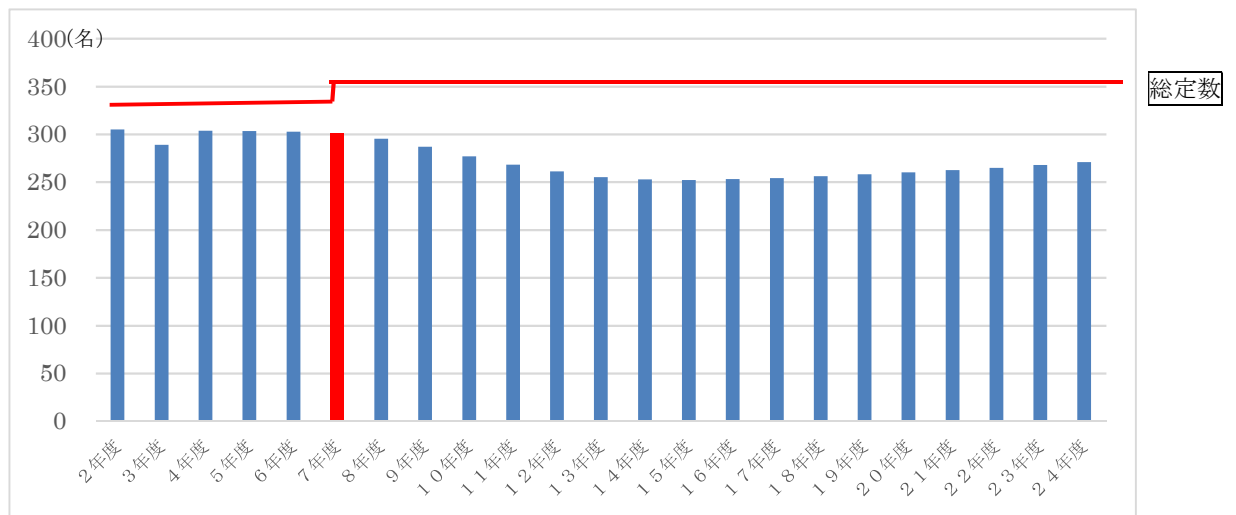
弦巻小学校	在籍26名。3学級だと2名オーバーにつき、1学級を臨時増
尾山台小学校	在籍31名。3学級だと7名オーバーにつき、1学級を臨時増
三宿小学校	在籍18名。2学級だと2名オーバーにつき、1学級を臨時増

② 全区的需要・地域偏在

全区的需要としては、人口増により小学校知的障害学級を必要とする児童数の増加が見込まれるものの、令和8年度より児童数が減少し、当面の間、現在の総定数は上回らないと想定している。

ただし、尾山台小学校については、本来の定員を7名上回っており、早期の狭小状態の解消が必要となっている。また、小学校知的障害学級の玉川地域への設置が少ない状況にあり、地域偏在の解消が必要な状況となっている。

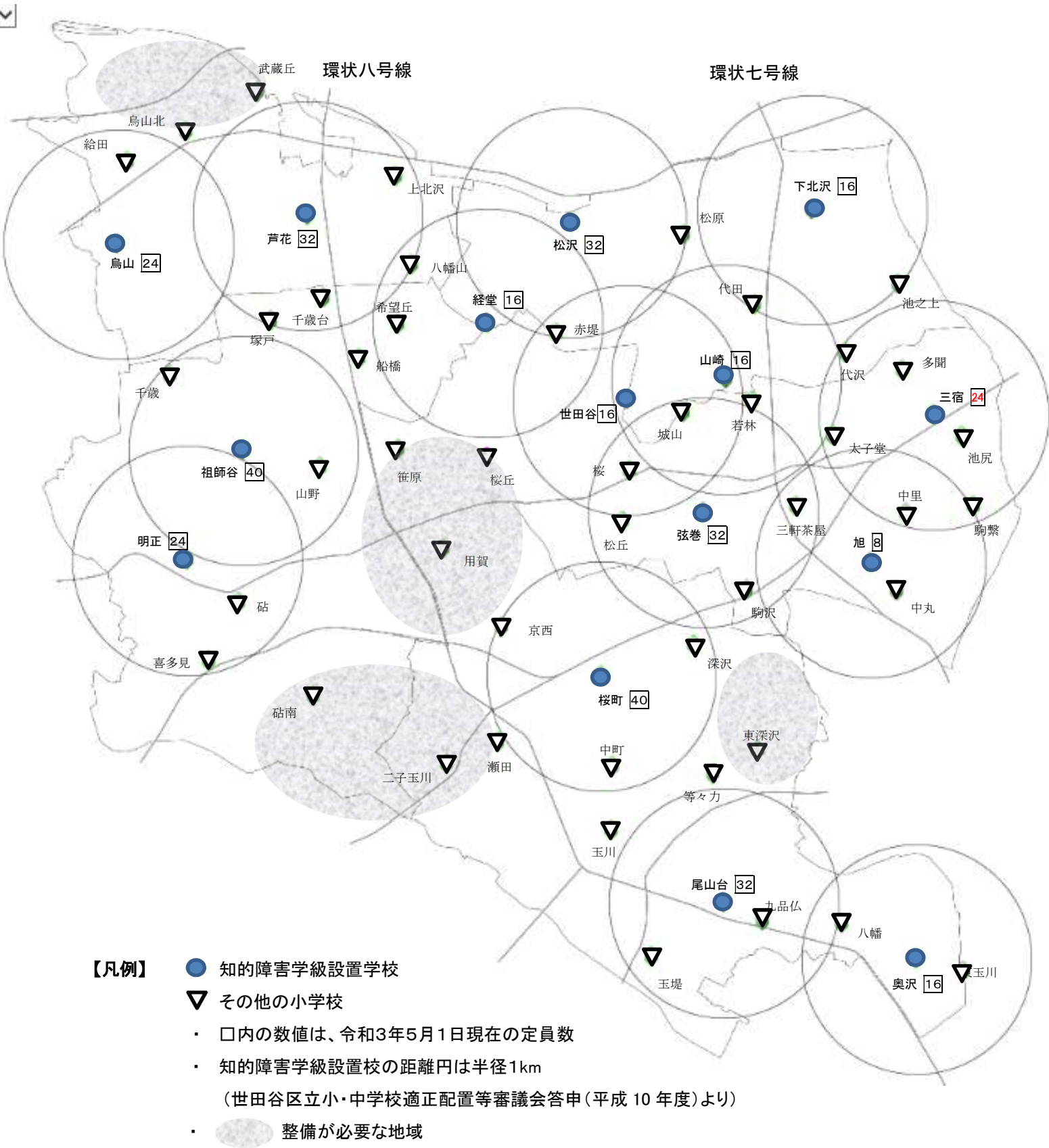
[小学校知的障害学級（固定学級）在籍児童数推計 ※令和2・3年度は実数]



③ 整備計画

- i 瀬田小学校（玉川地域）の改築に合わせ、令和7年4月に新たに2学級（定員16名）を開設する（2学級増）。
- ii この整備により1つの教室をパーティションで2つに区切って利用している尾山台小学校の狭小状態を解消する（1学級減）。
- iii 上記の対応により、今後の利用需要の増加にも当面の間対応できるものと想定している。

小学校知的障害学級（固定学級）配置図（令和3年度）



(2) 小学校肢体不自由学級（固定学級）

① 現状

令和3年5月1日現在の在籍児童数30名

総定数＝学級数（2校・4学級）×学級定数（8名）＝32名

※暫定定数 40名

松沢小学校については、定数を上回る児童の受け入れのための臨時的措置対応として、1つの教室をパーティションで区切って2つの教室として使用し、運用している。

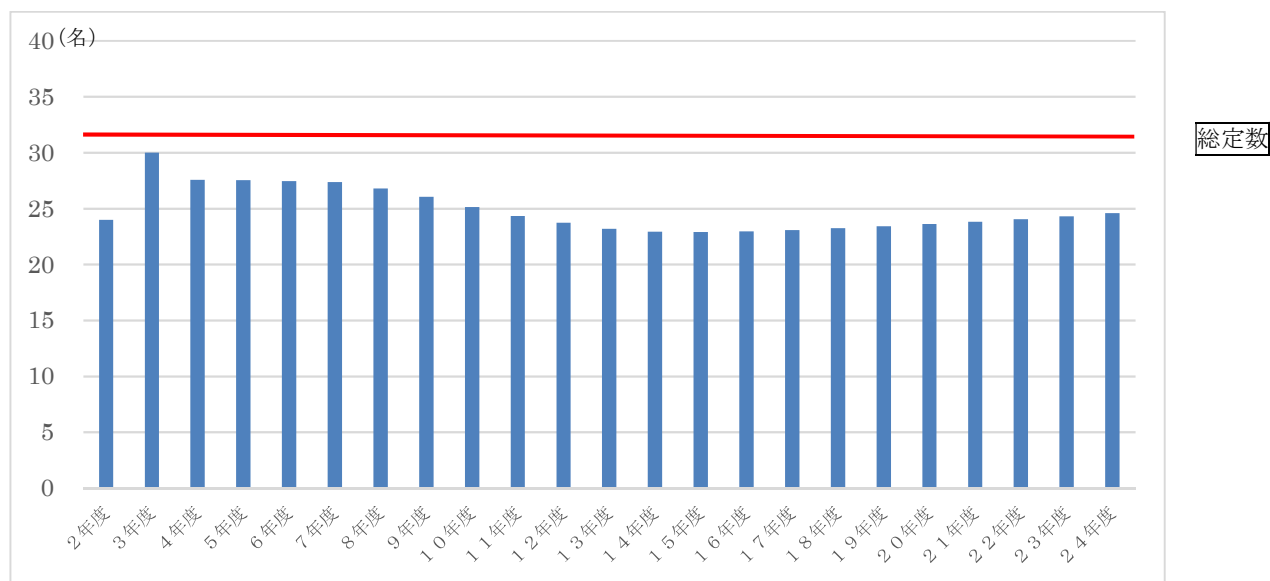
松沢小学校	在籍19名。2学級だと3名オーバーにつき、1学級を臨時増
-------	------------------------------

② 全区的需要・地域偏在

全区的需要としては、肢体不自由学級を必要とする児童数は、人口増などにより増加が見込まれるものの、令和8年度より児童数が減少し、当面の間、現在の総定数を上回らないと想定される。

小学校肢体不自由学級は区内2校のみの設置であり、障害特性を考えると、増設による地域偏在の解消よりも現在実施している通学のための移送事業により対応することが適切である。

[小学校肢体不自由学級（固定学級）在籍児童数推計 ※令和2・3年度は実数]



総定数

③ 整備計画

当面の間は、新設等は予定していない。

(3) 小学校自閉症・情緒障害学級（固定学級）

① 現状

令和3年5月1日現在の在籍児童数 22名

総定数＝学級数（2校・3学級）×学級定数（8名）＝24名

② 全区的需要・地域偏在

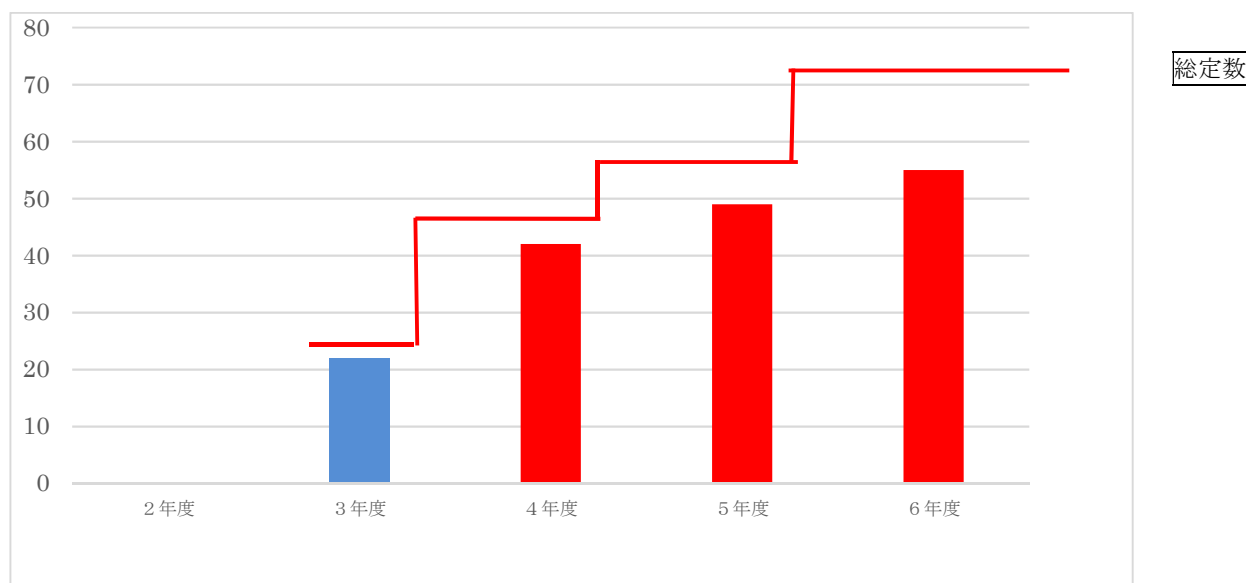
自閉症・情緒障害学級は、令和3年4月に新たに開設したところであるが、新たな障害種別であることから、相談件数も増えている。

自閉症・情緒障害学級の需要数については、就学相談の実績が令和3年4月の入級分のみであることから、当面の間、入級者の推移を見極める必要がある。池之上小学校が開設する令和6年度までの見込みを暫定的に算出し、長期的な推計については、令和6年度以降に改めて実施する。

なお、他の特別支援学級において行っている対応（定員を若干上回った場合に教室をパーティションで区切って教室数を増やす）は、障害特性から困難である。

また、当面は受け入れの強化を実施し、あわせて地域偏在についても、引き続き解消に取り組む。

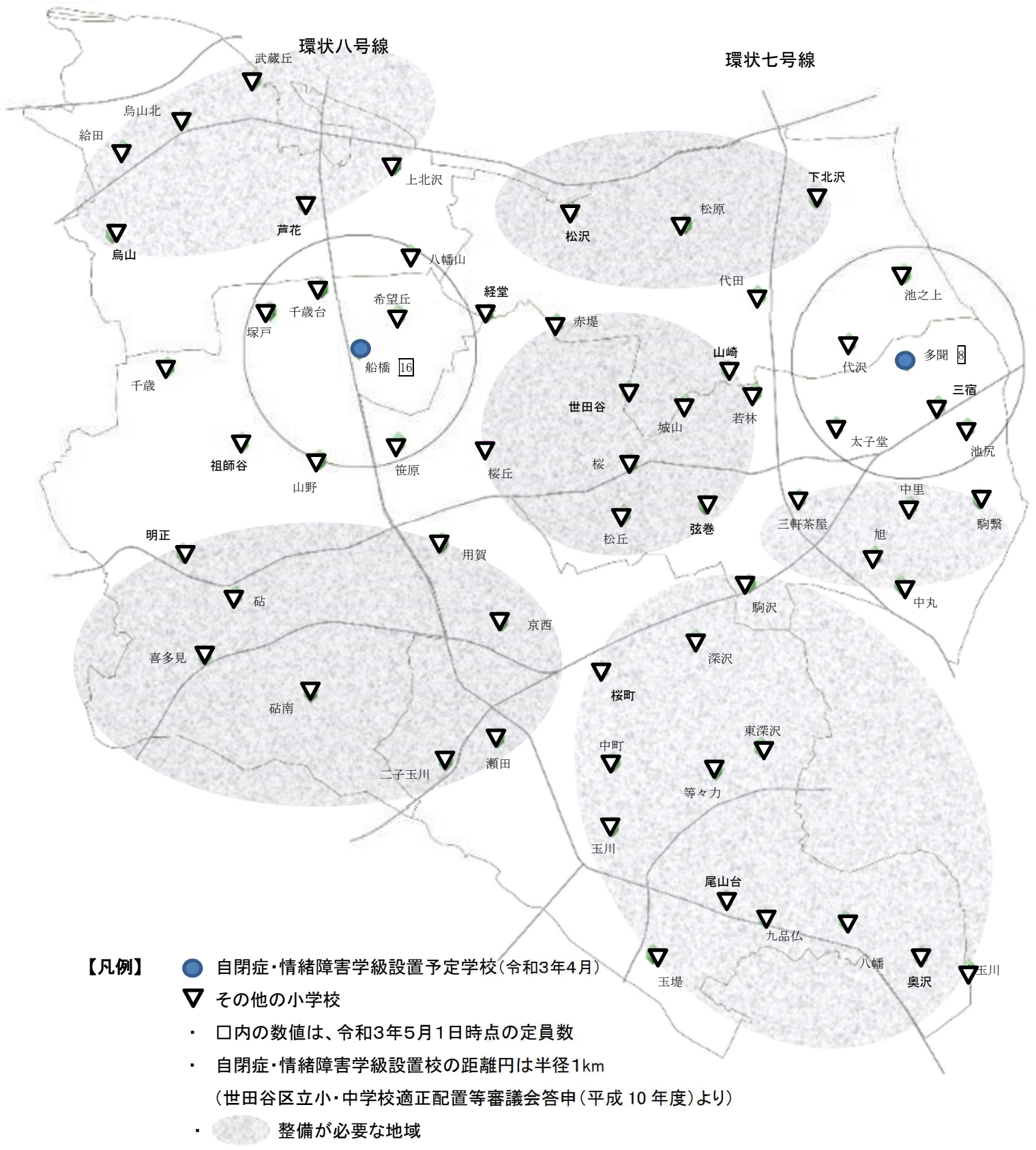
[小学校自閉症・情緒障害学級（固定学級）在籍児童数推計]（令和3年度は実数）



③ 整備計画

- i 令和4年4月に旭小学校（世田谷地域）に1学級（定員8名）開設を予定している。多聞小学校を1学級増とし、2学級とする。船橋小学校を1学級増とし、3学級とする。
- ii 令和5年4月に1学級開設する。
- iii 令和6年4月に池之上小学校（北沢地域）に2学級（定員16名）の開設を想定している。

小学校自閉症・情緒障害学級（固定学級）配置図（令和3年度）



(4) 小学校弱視学級（通級指導学級）

① 現状

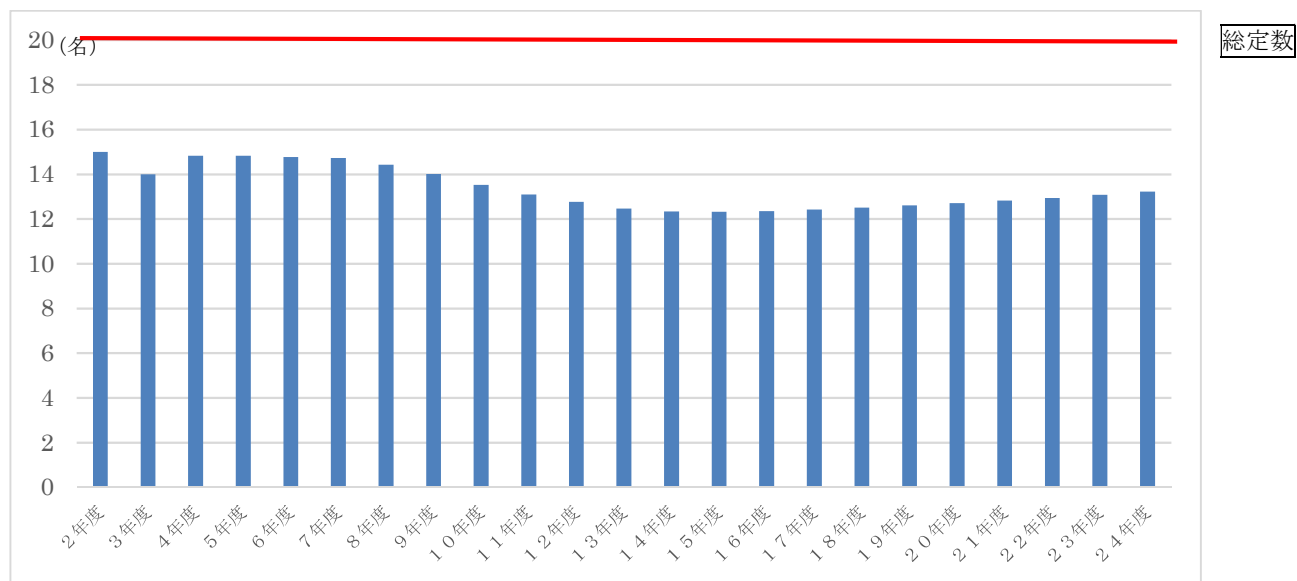
令和3年5月1日現在の利用児童数14名

総定数＝学級数（1校・1学級）×学級定数（20名）＝20名

② 全区的需要・地域偏在

区内では1校（笹原小学校）のみに設置されている。弱視学級を必要とする児童数は、人口増などにより増加が見込まれるものの、令和8年度より児童数が減少し、当面の間、現在の総定数を上回らないと想定される。仮に定数を若干上回ったとしても、現在の教室を2分割して2教室として利用する形で対応可能である。

[小学校弱視学級（通級指導学級）利用児童数推計 ※令和2・3年度は実数]



③ 整備計画

当面の間は、新設等は予定していない。

(5) 小学校難聴学級（通級指導学級）

① 現状

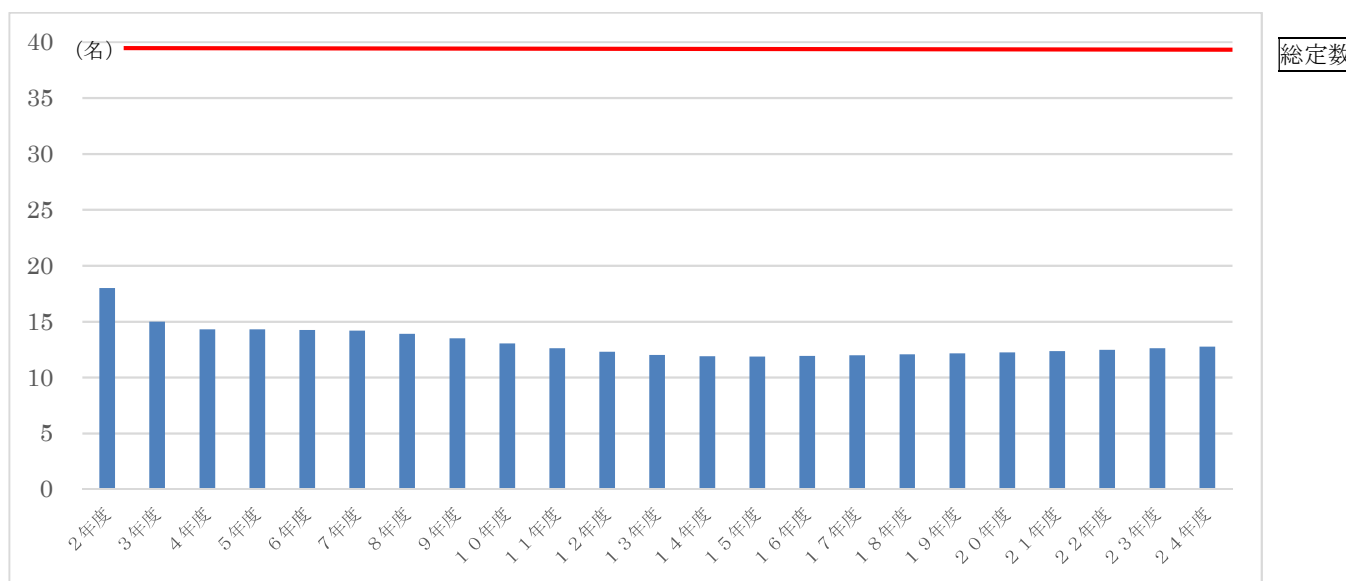
令和3年5月1日現在の利用児童数15名

総定数＝学級数（2校・2学級）×学級定数（20名）＝40名

② 全区的需要・地域偏在

区内では2校（駒沢小学校・烏山北小学校）に各1教室設置されている。難聴学級を必要とする児童数は、人口増などにより増加が見込まれるものの、令和8年度より児童数が減少し、当面の間、現在の総定数を上回らないと想定しており、新たな施設整備は必要ない。

[小学校難聴学級（通級指導学級）利用児童数推計 ※令和2・3年度は実数]



③ 整備計画

当面の間は、新設等は予定していない。

(6) 小学校言語障害学級（通級指導学級）

① 現状

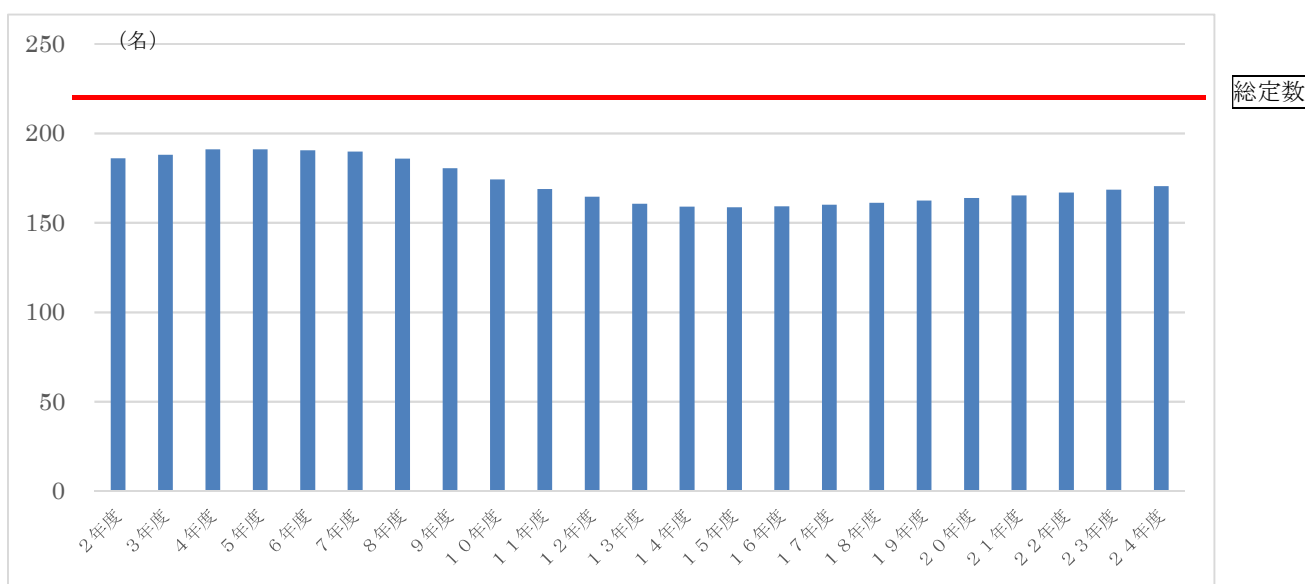
令和3年5月1日現在の利用児童数188名

総定数＝学級数（4校・11学級）×学級定数（20名）＝220名

② 全区的需要・地域偏在

区内では4校（駒沢小学校・九品仏小学校・砧小学校・烏山北小学校）に計11教室設置されている。言語障害学級を必要とする児童数は、人口増などにより増加が見込まれるものの、令和8年度より児童数が減少し、当面の間、現在の総定数を上回らないと想定される。仮に定員を上回ったとしても、当面は現在の教室を2分割して2教室として利用する形で対応可能である。

[小学校言語障害学級（通級指導学級）利用児童数推計 ※令和2・3年度は実数]



③ 整備計画

当面の間は、新設等は予定していない。

6 区立中学校における特別支援学級の整備

(1) 中学校知的障害学級（固定学級）

① 現状

令和3年5月1日現在の在籍生徒数158名

総定数＝学級数（7校・19学級）×学級定数（8名）＝152名

※ 暫定定数 176名

定数を上回る生徒の受入れのための臨時的対応として、八幡中学校及び松沢中学校では、1つの教室をパーティションで区切って2つの教室として使用しており、22学級＝暫定定数176名として運用している。

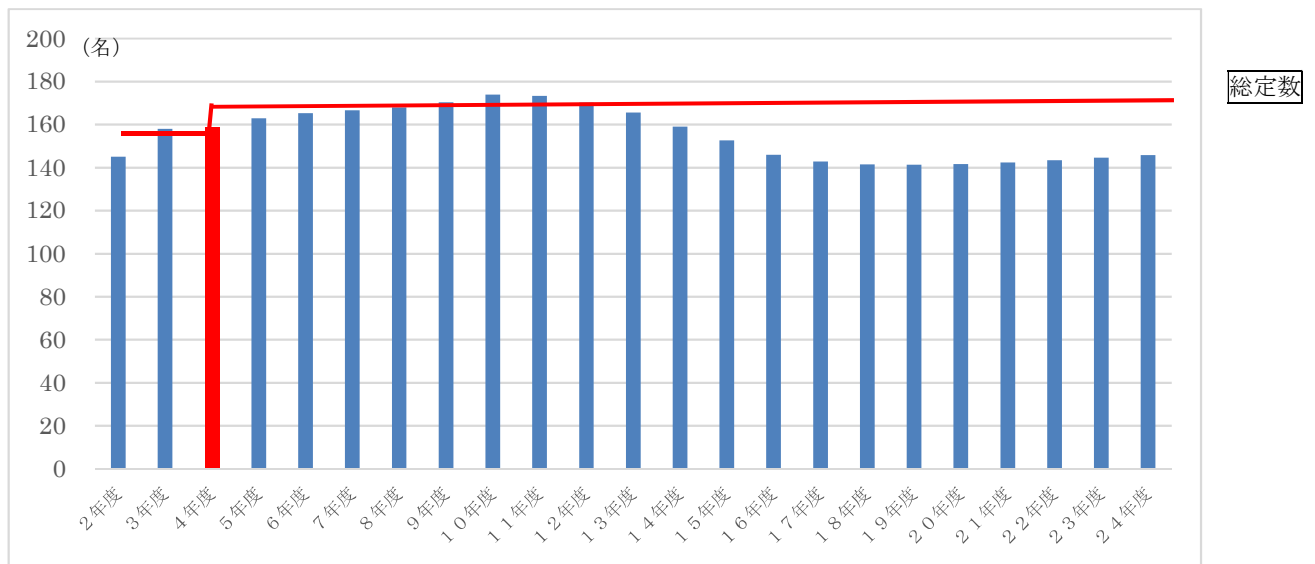
八幡中学校	在籍31名。2学級だと15名オーバーにつき、2学級を臨時増
松沢中学校	在籍23名。2学級だと7名オーバーにつき、1学級を臨時増

② 全区的需要・地域偏在

全区的需要としては、人口増により知的障害学級を必要とする生徒数の増加が見込まれるものの、当面の間、需要に対しては対応できるものと想定している。

また、定数を上回る生徒の受入れのための臨時的対応として、八幡中学校及び松沢中学校では、1つの教室をパーティションで2つの教室として使用しており、その狭小状態の解消が必要な状況となっている。さらに、北沢地域・玉川地域の西部に知的障害学級が設置されておらず、地域偏在の解消も急がれる状況となっている。

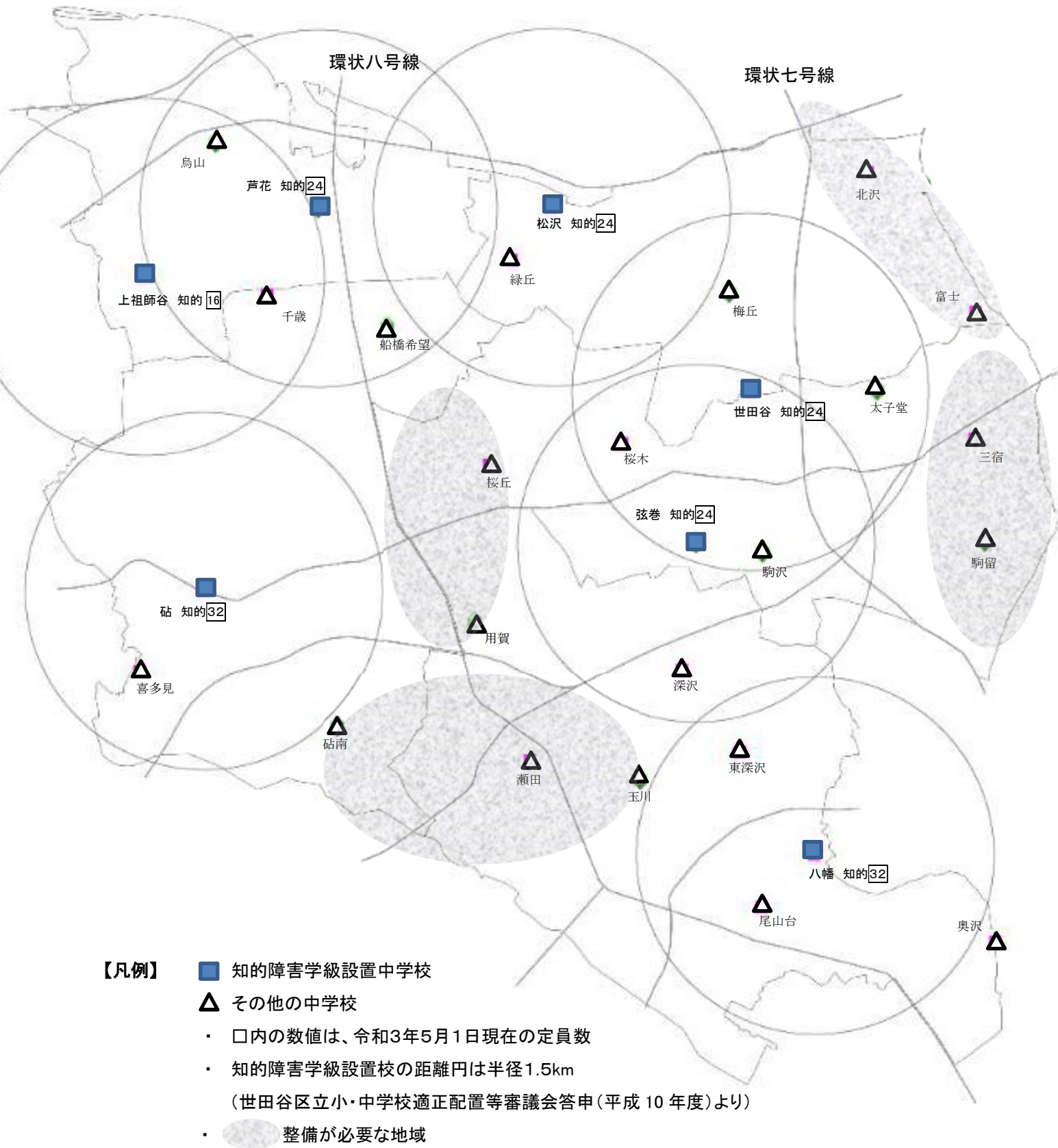
[中学校知的障害学級（固定学級）在籍生徒数推計 ※令和2・3年度は実数]



③ 整備計画

- i 令和4年4月に、北沢中学校（北沢地域）の調整可能な教室を利用して知的障害学級2学級（定員16名）を増設する。
- ii iの整備により、総定数は21学級・168名となるが、暫定定数では24学級192名となり当面の間、需要に対しては対応できるものと想定している。
- iii 地域偏在の課題もあり、将来的には暫定的対応で生徒を受け入れている24学級192名の定数化を図る。

中学校知的障害学級（固定学級）配置図（令和3年度）



(2) 中学校肢体不自由学級（固定学級）

① 現状

令和3年5月1日現在の在籍生徒数8名

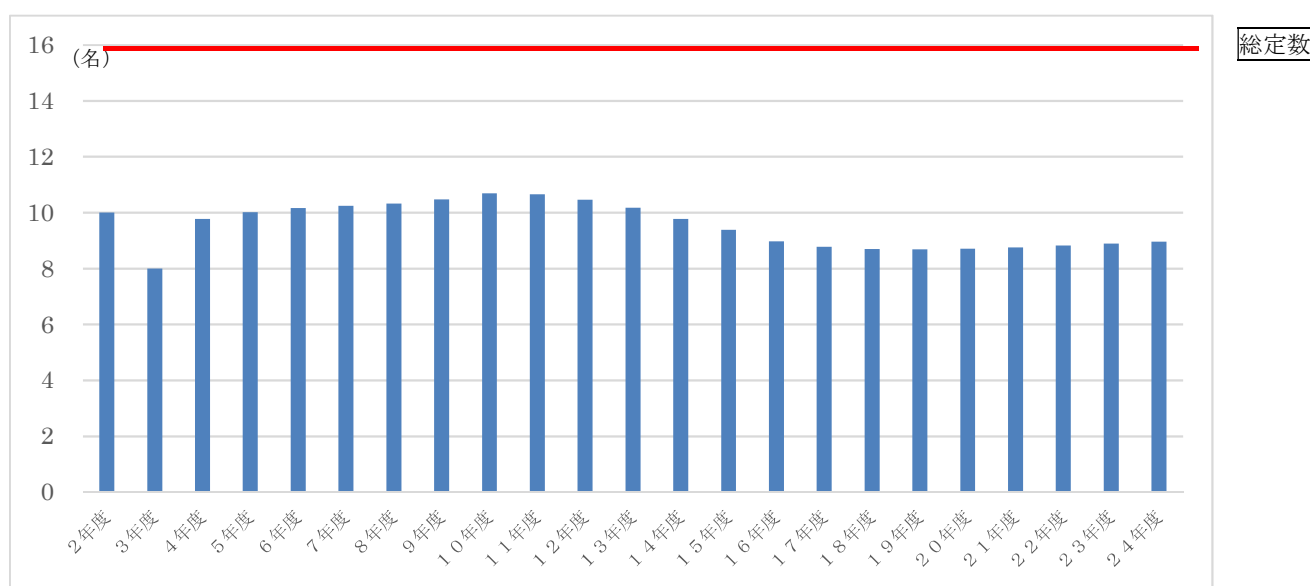
総定数＝学級数（1校・2学級）×学級定数（8名）＝16名

② 全区的需要・地域偏在

全区的需要としては、肢体不自由学級を必要とする生徒数は、人口増などにより増加が見込まれるものの、当面の間、需要に対しては対応できるものと想定している。

中学校肢体不自由学級は区内1校のみの設置であり、障害特性を考えると、増設による地域偏在の解消よりも現在実施している通学のための移送事業により対応することが適切である。

[中学校肢体不自由学級（固定学級）在籍生徒数推計 ※令和2・3年度は実数]



③ 整備計画

当面の間は、新設等は予定していない。

(3) 中学校自閉症・情緒障害学級（固定学級）

① 現状

令和3年5月1日現在の在籍生徒数26名

総定数＝学級数（1校・4学級）×学級定数（8名）＝32名

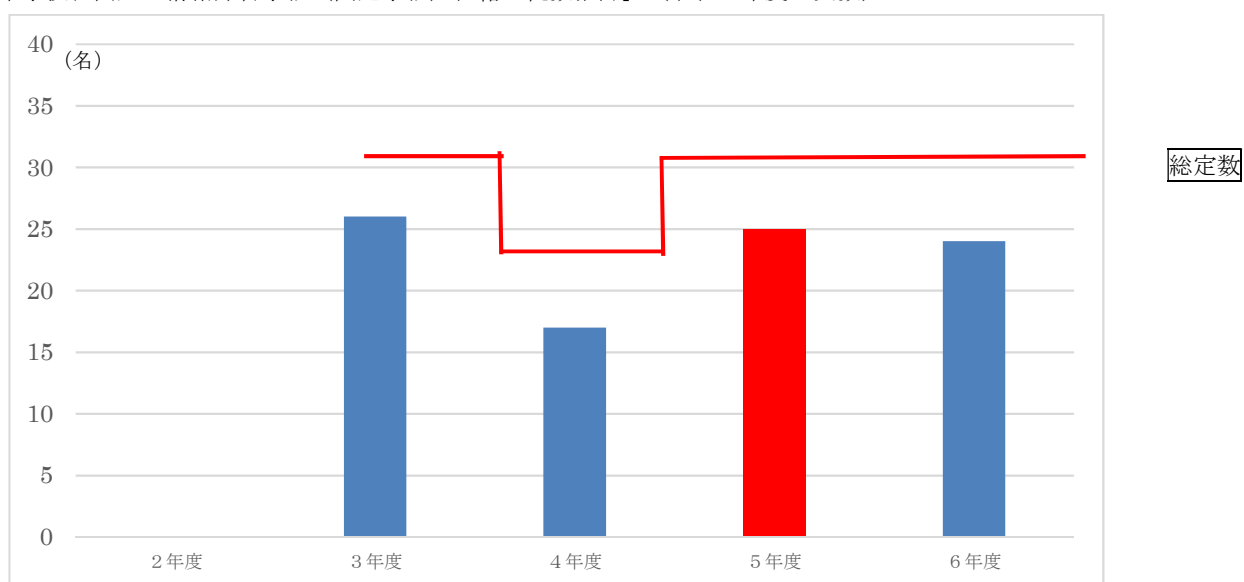
② 全区的需要・地域偏在

自閉症・情緒障害学級は、令和3年4月に新たに開設したところであるが、新たな障害種別であることから、相談件数も増えている。

自閉症・情緒障害学級の需要数については、就学相談の実績が令和3年4月の入級分のみであることから、当面の間、入級者の推移を見極める必要がある。小学校に合わせ令和6年度までの見込みを暫定的に算出し、長期的な推計については、令和6年度以降に改めて実施する。

北沢地域に1校のみの設置であることから、地域偏在の解消が必要であり、地域バランスも考慮しながら、他地域への中学校自閉症・情緒障害学級の設置を検討する。

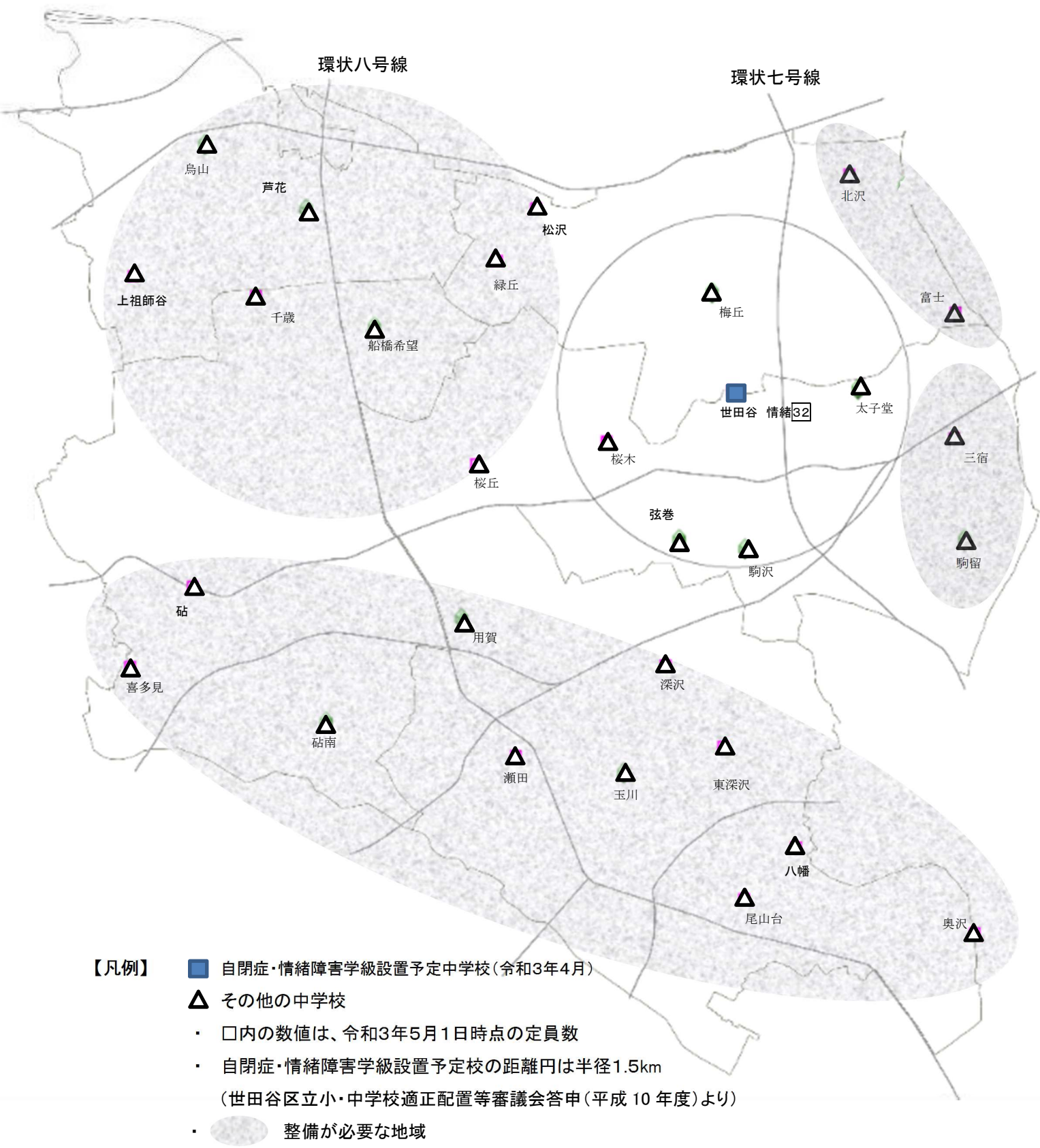
[中学校自閉症・情緒障害学級（固定学級）在籍生徒数推計]（令和3年度は実数）



③ 整備計画

- i 令和4年度は、令和3年度在籍していた不登校生徒の受け入れを終了し、定数を3学級24名とする。
- ii 令和5年4月に喜多見中学校に1学級開設する。

中学校自閉症・情緒障害学級（固定学級）配置図（令和3年度）



(4) 中学校難聴学級（通級指導学級）

① 現状

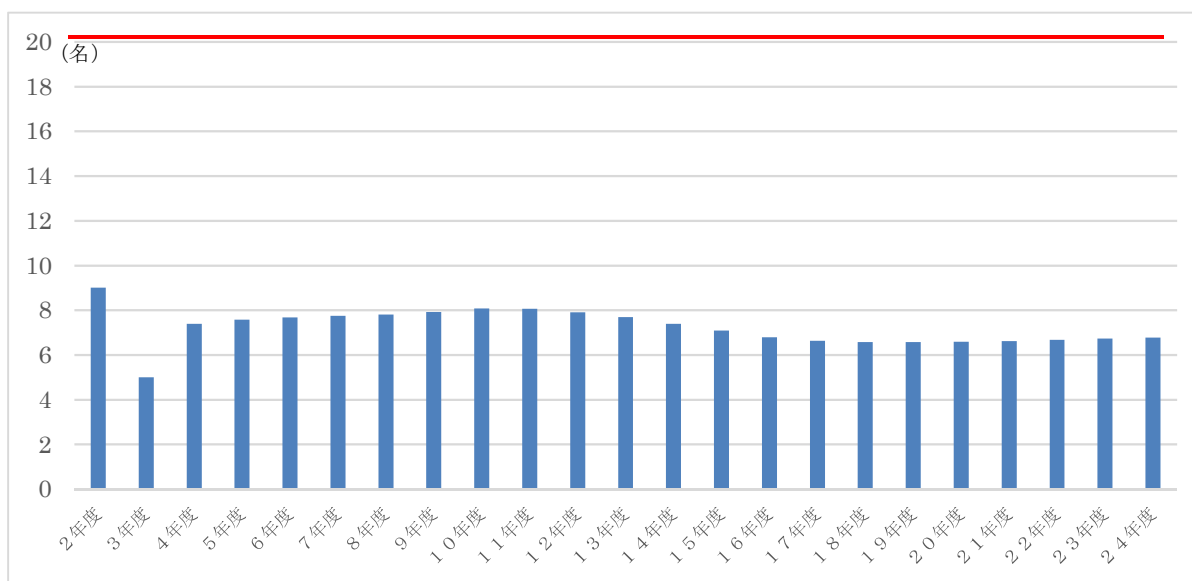
令和3年5月1日現在の利用生徒数5名

総定数＝学級数（1校・1学級）×学級定数（20名）＝20名

② 全区的需要・地域偏在

全区的需要としては、難聴学級を必要とする生徒数は、横ばい状態が続くものと見込まれる。

[中学校難聴学級（固定学級）利用生徒数推計 ※令和2・3年度は実数]



総定数

③ 整備計画

当面の間は、新設等は予定していない。

7 区立小・中学校における特別支援教室拠点校（教員配置拠点校）の整備

(1) 特別支援教室拠点校（教員配置拠点校）について

特別支援教室拠点校は、特別支援教室で子どもたちを教える教員の職員室に相当する。

特別支援教室（すまいるルーム）は全小・中学校に配置されているが、教員については複数の学校ごとに1つの教員拠点配置校を設置し、教員は拠点校を中心に小・中学校を巡回して授業を実施している。

今後、特別支援教室の利用児童・生徒の増加に伴い教員の人数も増加することが予想される。また、各学校への巡回を効率的に行うためにも拠点校の増設が必要である。

(2) 小学校特別支援教室拠点校の整備について

- ① 小学校数 61校
- ② 特別支援教室拠点校 25校（小学校3校につき1校）
- ③ 将来的な整備目標 30校（小学校2校につき1校）
- ④ 整備計画（～令和12年度） 令和4年4月に2校増設し、27校を整備する。今後は、将来的な整備目標の達成に向けて検討する。

(3) 中学校特別支援教室拠点校の整備について

- ① 中学校数 29校
- ② 特別支援教室拠点校 7校（中学校5校につき1校）
- ③ 将来的な整備目標 8校（中学校4校につき1校）
- ④ 整備計画（～令和12年度） 学校の増改築や調整可能な教室の発生のタイミングに合わせて中学校1校に特別支援教室拠点校を整備する。